

経済産業省

20210330 保局第 3 号

令和 3 年 4 月 8 日

鉱業権者が講ずべき措置事例の一部を改正する規程を次のように定める。

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

鉱業権者が講ずべき措置事例の改正について

鉱業権者が講ずべき措置事例（平成 16・11・19 原院第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この規程は、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年経済産業省令第 40 号）の施行の日から施行する。

○鉱業権者が講ずべき措置事例（内規）（平成16・11・19原院第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<p>鉱業権者が講ずべき措置事例 （平成16・11・19原院第1号）</p> <p>平成16年11月19日制定 平成19年 3月30日一部改正（平成19年4月1日施行） 平成20年 3月19日一部改正（平成20年3月21日施行） 平成24年 6月 1日一部改正（平成24年6月1日施行） <u>令和 3年 4月 8日一部改正（令和 3年5月1日施行）</u></p>	<p>鉱業権者が講ずべき措置事例 （平成16・11・19原院第1号）</p> <p>平成16年11月19日制定 平成19年 3月30日一部改正（平成19年4月1日施行） 平成20年 3月19日一部改正（平成20年3月21日施行） 平成24年 6月 1日一部改正（平成24年6月1日施行）</p>
<p>第8章 粉じんの処理</p> <p>鉱山保安法施行規則第10条（粉じんの処理）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>鉱山保安法施行規則第10条第2号にかかる取り扱いは次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）鉱山保安法施行規則第10条第4号に規定する常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する坑内作業場においては、同条第2号に規定する「作業環境に応じた有効な防じん性能を有するもの」とは、要求防護係数を上回る指定防護係数を有する呼吸用保護具をいう。この場合において、要求防護係数は、次の式により計算するものとする。なお、鉱山保安法施行規則第10条第4号に規定する常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する坑内作業場以外の作業場においては、同条第2号のイ又はロに規定する呼吸用保護具であることをもって同号に規定する作業環境に応じた有効な防じん性能を有するものとする。</u></p> $PFr = \frac{C}{\frac{3.0}{1.19Q+1}}$ <p><u>ここに PFr : 要求防護係数</u></p> <p><u>C : 鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等（平成17年経済産業省告示第61号）第14条の測定点における粉じん濃度の測定値の算術平均値（単位 ミリグラム毎立方メートル）</u></p> <p><u>Q : 同第16条の測定における遊離けい酸の含有率（単位 パーセント）</u></p> <p><u>また、この場合において、指定防護係数は、表-1の左欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とする。ただし、表-2の左欄に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の粉じん濃度の測定又はそれと同等の測定の結果に</u></p>	<p>第8章 粉じんの処理</p> <p>鉱山保安法施行規則第10条（粉じんの処理）</p> <p>1 [略]</p> <p>[新設]</p>

より得られた当該呼吸用保護具の防護係数が同表の右欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の左欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とすることができることとする。

(表-1)

呼吸用保護具の種類			指定防護係数	
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50
			RS2又はRL2	14
			RS1又はRL1	4
		半面形面体	RS3又はRL3	10
			RS2又はRL2	10
			RS1又はRL1	4
	使い捨て式	DS3又はDL3	10	
		DS2又はDL2	10	
		DS1又はDL1	4	
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	PS3又はPL3	1,000
		A級	PS2又はPL2	90
		A級又はB級	PS1又はPL1	19
	半面形面体	S級	PS3又はPL3	50
		A級	PS2又はPL2	33
		A級又はB級	PS1又はPL1	14
	フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3	25
		A級		20
		S級又はA級	PS2又はPL2	20
		S級、A級又はB級	PS1又はPL1	11
備考 RS1、RS2、RS3、RL1、RL2、RL3、DS1、DS2、DS3、DL1、DL2及びDL3は、日本産業規格T8151（防じんマスク）による区分（表-2において同じ）であること。S級、A級及びB級は、日本産業規格T8157（電動ファン付き呼吸用保護具）による区分（同表において同じ）であること。				

(表-2)

呼吸用保護具の種類		指定防護係数	
電動ファン付き呼吸用保護具	半面形面体又はフェイスシールド形	S級かつPS3又はPL3	300
	フード形		1,000

(2) 鉱山保安法施行規則第10条第2号イに規定する日本産業規格T8151に適合する防じんマスクを着用させるときは、顔面への密着性の確認を行わせるものとする。

[新設]

* 「日本産業規格T8151に適合する防じんマスクの顔面への密着性の確認」を行う方法については、厚生労働省労働基準局長通知「防じんマスクの選択、使用等について（平成17年2月7日付け基発第0207006号）第13 防じんマスクの使用に当たっての留意事項」を参照。

(3) 鉱山保安法施行規則第10条第2号口中、「同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具」の「呼吸用保護具」とは、エアラインマスクをいう。ただし、鉱山保安法施行規則第10条第4号の常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する坑内作業場においては、同条第2号に規定する「有効な防じん機能を有するもの」とは、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものとする。この場合において、要求防護係数は、(1)の式により計算するものとする。

また、この場合において、指定防護係数は、表-3の左欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とする。ただし、表-4の左欄に掲げるエアラインマスクを使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の粉じん濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具の防護係数が同表の右欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の左欄に掲げる呼吸用保護具については、同表の右欄に掲げる値とすることができることとする。

(表-3)

呼吸用保護具の種類		指定防護係数	
エアラインマスク	全面形面体	プレッシャデマンド形	1,000
		デマンド形	50
		一定流量形	1,000
	半面形面体	プレッシャデマンド形	50
		デマンド形	10
		一定流量形	50
フード形又はフェイスシールド形	一定流量形	25	

(表-4)

呼吸用保護具の種類		指定防護係数
エアラインマスク	フード形 一定流量形	1,000

* 「保護具を着用させる場合」とは、車両系鉱山機械及びダンプトラック等のキャビン内での運転操作であり、外部の発じんの影響を受けず粉じんが流入しない場合であっても、粉じんが発生し、又は飛散する箇所において、キャビン内から外部へ出入りする場合は、キャビン内についても含む。

3～7 [略]

2 鉱山保安法施行規則第10条第2号口中、「同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具」の「呼吸用保護具」とは、次のとおり。

- ・エアラインマスク

* 「保護具を着用させる場合」とは、車両系鉱山機械及びダンプトラック等のキャビン内での運転操作であり、外部の発じんの影響を受けず粉じんが流入しない場合であっても、粉じんが発生し、又は飛散する箇所において、キャビン内から外部へ出入りする場合は、キャビン内についても含む。

3～7 [略]

【厚生労働省ウェブサイト https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc2747&dataType=1&pageNo=1】

○防じんマスクの選択、使用等について（抜粋）

（平成 17 年 2 月 7 日）

（基発第 0207006 号）

（都道府県労働局長あて厚生労働省労働基準局長通知）

（前文略）

第 1 事業者が留意する事項

（中略）

3 防じんマスクの使用に当たっての留意事項

防じんマスクの使用に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 防じんマスクは、酸素濃度 18%未満の場所では使用してはならないこと。このような場所では給気式呼吸用保護具を使用させること。

また、防じんマスク(防臭の機能を有しているものを含む。)は、有害なガスが存在する場所においては使用させてはならないこと。このような場所では防毒マスク又は給気式呼吸用保護具を使用させること。

- (2) 防じんマスクを適正に使用するため、防じんマスクを着用する前には、その都度、着用者に次の事項について点検を行わせること。

ア 吸気弁、面体、排気弁、しめひも等に破損、亀裂又は著しい変形がないこと。

イ 吸気弁、排気弁及び弁座に粉じん等が付着していないこと。

なお、排気弁に粉じん等が付着している場合には、相当の漏れ込みが考えられるので、陰圧法により密着性、排気弁の気密性等を十分に確認すること。

ウ 吸気弁及び排気弁が弁座に適切に固定され、排気弁の気密性が保たれていること。

エ ろ過材が適切に取り付けられていること。

オ ろ過材が破損したり、穴が開いていないこと。

カ ろ過材から異臭が出ていないこと。

キ 予備の防じんマスク及びろ過材を用意していること。

(3) 防じんマスクを適正に使用させるため、顔面と面体の接顔部の位置、しめひもの位置及び締め方等を適切にさせること。また、しめひもについては、耳にかけることなく、後頭部において固定させること。

(4) 着用後、防じんマスクの内部への空気の漏れ込みがないことをフィットチェッカー等を用いて確認させること。

なお、取替え式防じんマスクに係る密着性の確認方法は、上記2の(4)のアに記載したいずれかの方法によること。

(5) 次のような防じんマスクの着用は、粉じん等が面体の接顔部から面体内へ漏れ込むおそれがあるため、行わせないこと。

ア タオル等を当てた上から防じんマスクを使用すること。

イ 面体の接顔部に「接顔メリヤス」等を使用すること。ただし、防じんマスクの着用により皮膚に湿しん等を起こすおそれがある場合で、かつ、面体と顔面との密着性が良好であるときは、この限りでないこと。

ウ 着用者のひげ、もみあげ、前髪等が面体の接顔部と顔面の間に入り込んだり、排気弁の作動を妨害するような状態で防じんマスクを使用すること。

(6) 防じんマスクの使用中に息苦しさを感じた場合には、ろ過材を交換すること。

なお、使い捨て式防じんマスクにあつては、当該マスクに表示されている使用限度時間に達した場合又は使用限度時間内であっても、息苦しさを感じたり、著しい型くずれを生じた場合には廃棄すること。

(以下、略)